

第75回 税理士試験

〔 法人税法 〕

解答速報

問2(1)(続き)

内国法人F社がD社による完全支配関係がある内国法人E社から受けた受贈益の額1,000,000円は、当期の益金の額に算入しない。したがって、F社において益金の額に算入することとなる金額はない。また、D社及びE社においても益金の額に算入することとなる金額はない。
4. 利益積立金額の増減額 ³
法人が有するその法人との間に完全支配関係がある法人(以下「子法人」という。)の株式等について寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額が利益積立金額の増加額となる。
D社において、子法人E社及びF社の株式等について寄附修正事由が生ずるため、その受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額900,000円からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額900,000円を減算した金額が利益積立金額の増加額となるため、利益積立金額の増減額はない。
E社において、子法人F社の株式等について寄附修正事由が生ずるため、その受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額100,000円が利益積立金額の増加額となる。
F社において、子法人E社の株式等について寄附修正事由が生ずるため、その寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額100,000円が利益積立金額の減少額となる。
5. 株式の帳簿価額の増減額 ³
寄附修正事由が生じた直後の子法人の株式等の帳簿価額は、寄附修正事由が生じた直前の帳簿価額に4.の金額を加算した金額とする。
D社において、E社株式の帳簿価額が900,000円減少し、F社株式の帳簿価額が900,000円増加する。
E社において、F社株式の帳簿価額が100,000円増加する。
F社において、E社株式の帳簿価額が100,000円減少する。

問2(2)

1. 交際費等 ²
交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供
応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。
ただし、次の費用を除く。
① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
② 飲食費で支出金額を参加者の数で除して計算した金額が1万円以下のもの
③ ①②の他、カレンダー等の贈与、会議、取材等に通常要する費用
なお、②の規定は、一定の書類を保存している場合に限り適用する。
2. 損金不算入 ²
法人が各事業年度において支出する交際費等の額(その事業年度終了の日における資本金の額が100億円以下である法
人については、その交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額)は、その事業年度の損金の
額に算入しない。
3. 資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等 ³
資本又は出資を有しない法人(公益法人等、人格のない社団等又は外国法人に該当するものを除く。)にあつては、そ
の適用年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額からその貸借対照表に計上されている総負
債の帳簿価額を控除した金額(その貸借対照表に、その事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控
控除した金額とし、その事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60%に
相当する金額をもって資本金の額又は出資金の額に準ずるものとする。
G協会は資本又は出資を有しない法人に該当するため、総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額及び利益の額を控除
した280,000,000円の60%相当額168,000,000円が資本金の額又は出資金の額に準ずるものとなり、この金額が1億円以下
でないため定額控除限度額の適用はない。また、接待飲食費の額もないため、G協会が当期に支出する交際費等の額
2,000,000円は当期の損金の額に算入されない。 ³

問3

1. 欠損金の引継ぎ
(1) 欠損金の引継ぎ ³
適格合併が行われた場合には、被合併法人のその適格合併の日前10年以内に開始した各事業年度（以下「前10年内事業年度」という。）において生じた未処理欠損金額は、合併法人において生じた欠損金額とみなす。
(2) 欠損金の引継ぎ制限 ³
(1)の未処理欠損金額（災害損失金額を除く。）には、その被合併法人の支配関係事業年度前の各事業年度で前10年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額等は含まないものとする。
ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。
① その適格合併が共同で事業を行うための合併として一定のものに該当する場合
② その被合併法人と合併法人との間に次のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合
イ その適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日
ロ その被合併法人又はその合併法人の設立の日
2. 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入 ³
内国法人と支配関係法人との間でその内国法人を合併法人等とする特定適格組織再編成等が行われた場合（一定期間の支配関係がある場合を除く。）には、その内国法人の対象期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
3. 用語の意義
(1) 適格組織再編成等
適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で完全支配関係がある法人間の取引の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。
(2) 特定適格組織再編成等 ¹
適格組織再編成等のうち、共同で事業を行うための適格組織再編成等として一定のものに該当しないものをいう。
(3) 対象期間 ¹
その特定組織再編成事業年度開始の日以後3年を経過する日（その経過する日とその内国法人がその支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなった日以後5年を経過する日後となる場合には、同日）までの期間をいう。
(4) 特定資産譲渡等損失額 ¹
次の金額の合計額をいう。
① その内国法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産でその支配関係法人が支配関係発生日の属する事

<TAC>税25 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-75-D [第二問] 解答

(1)

【資料2】

調整項目	加算・減算の別	金額
特別償却準備金取崩不足額	加算	2 1,800,000
建物C圧縮積立金積立	減算	2 30,000,000
建物C圧縮積立金積立超過額	加算	2 15,241,529
建物C減価償却超過額	加算	2 789,170
機械装置D圧縮積立金積立	減算	10,000,000
機械装置D圧縮積立金積立超過額	加算	2 10,000,000
機械装置D減価償却超過額	加算	2 83,612
計算過程		
<p>1. 特別償却準備金取崩不足額</p> $(13,000,000 - 400,000\text{円}) \times \frac{12}{84} - 0 = 1,800,000$ <p>積立超過</p> <p>2. 建物C</p> <p>(1) 圧縮記帳</p> <p>① 減失経費</p> $5,000,000 + 2,265,000 \times \frac{50,000,000}{50,000,000 + 25,000,000} = 6,510,000$ <p>② 差引保険金等の額</p> $50,000,000 - 6,510,000 = 43,490,000$ <p>③ 保険差益金の額</p> $43,490,000 - 28,600,000 = 14,890,000$ <p>④ 圧縮限度額</p> $14,890,000 \times \frac{\frac{43,490,000}{43,490,000}}{\frac{59,470,000}{60,000,000}} = 14,758,471$ <p>※ $43,490,000 < 60,000,000 \quad \therefore 43,490,000$</p> <p>⑤ 積立超過額</p> $30,000,000 - 14,758,471 = 15,241,529$ <p>(2) 減価償却</p> <p>① 償却限度額</p> $(60,000,000 - 14,758,471 \times \frac{60,000,000}{59,470,000}) \times 0.053 = 2,390,830$ <p>② 償却超過額</p> $3,180,000 - 2,390,830 = 789,170$		

【資料2】(続き)

計算過程

3. 機械装置D

(1) 圧縮記帳

① 判定

設備の種類が異なるため、代替資産の取得に該当しない。 ∴ 適用なし

② 積立超過額

$$10,000,000 - 0 = 10,000,000$$

(2) 減価償却

① 償却限度額

イ $41,415,500 \times 0.167 = 6,916,388$

ロ $42,000,000 \times 0.05566 = 2,337,720$

ハ $イ \geq ロ \quad \therefore 6,916,388$

② 償却超過額

$$7,000,000 - 6,916,388 = 83,612$$

【資料3】

調整項目	加算・減算の別	金額
土地E計上もれ	加算	2 825,600
土地E圧縮超過額	加算	2 4,580,000
建物F減価償却超過額	加算	2 14,685,834
計算過程		
<p>1. 土地E</p> <p>(1) 圧縮記帳</p> <p>① 判定 $68,800,000 - 65,000,000 = 3,800,000 \leq 68,800,000 \times 20\%$ ∴ 適用あり</p> <p>② 圧縮限度額 $68,800,000 - (32,000,000 + 780,000 + 3,800,000) = 32,220,000$</p> <p>③ 圧縮超過額 $36,800,000 - 32,220,000 = 4,580,000$</p> <p>2. 建物F</p> <p>(1) 圧縮記帳 取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供していない。 ∴ 適用なし</p> <p>(2) 減価償却</p> <p>① 耐用年数の見積り $7,000,000 \leq (15,200,000 + 182,400) \times 50\%$ ∴ (31年 - 14年) + 14年 $\times 20\% = 19.8$年 → 19年</p> <p>② 償却限度額 $(15,200,000 + 182,400 + 7,000,000) \times 0.053 \times \frac{3}{12} = 296,566$</p> <p>③ 償却超過額 $(1,800,000 + 182,400 + 6,000,000 + 7,000,000) - 296,566 = 14,685,834$</p>		

【資料4】

調整項目	加算・減算の別	金額	
未収還付税金認容	加算	2	7,924,500
所得税額等の還付金	減算	2	2,107,364
法人税額等の還付金	減算	2	5,532,800
損金経理納税充当金	加算	2	13,736,700
計算過程			
1. 所得税額等の還付金 所得税 欠損金の繰戻 824,865 + 1,282,499 = 2,107,364			
2. 法人税額等の還付金 法人税等 住民税 5,101,900 + 430,900 = 5,532,800			

【資料5】

調整項目	加算・減算の別	金額	
役員給与の損金不算入額	加算		9,960,000
使用人給与の損金不算入額	加算	2	1,920,000
未払賞与否認	加算	2	13,300,000
計算過程			
(同族会社の判定)			
(1) Iグループ 4,000株 + 500株 = 4,500株			
(2) Jグループ 3,000株 + 500株 = 3,500株			
(3) Mグループ 2,000株			
(4) $\frac{(1)+(2)+(3)}{10,000 \text{ 株}} = 100\% > 50\%$ ∴ 同族会社			
(役員及び使用人兼務役員の判定)			
(1) K氏			
$\frac{50\% \text{ 超}}{\text{○}} \quad \frac{10\% \text{ 超}}{\text{○}} \quad \frac{5\% \text{ 超}}{\text{○}} \quad \therefore \text{使用人兼務役員とされない役員}$			
(2) L氏			
$\frac{50\% \text{ 超}}{\text{○}} \quad \frac{10\% \text{ 超}}{\text{○}} \quad \frac{5\% \text{ 超}}{\text{×}} \quad \text{常時使用人職務に従事} \quad \therefore \text{使用人兼務役員} \quad \boxed{2}$			

【資料5】(続き)

計算過程

(3) N氏

50%超 10%超 5%超

○ ○ × ∴ 使用人(特殊関係使用人)

(役員給与の損金不算入額)

1. 法人税法第34条第1項

(1) J氏 3,500,000

(2) K氏 2,000,000

(3) (1)+(2)=5,500,000 2

2. 法人税法第34条第2項

(1) 使用人兼務役員の使用人賞与

L氏 2,500,000

(2) (1)以外

① 実質基準

M氏 2,760,000-1,200,000=1,560,000

② 形式基準

イ 取締役

※

(18,000,000+5,000,000+15,600,000+8,400,000+6,000,000+3,960,000+7,200,000-7,200,000)

-55,000,000=1,960,000

使用人分 使用人適正額

※ 7,200,000=7,200,000 ∴ 7,200,000

ロ 監査役

2,760,000-3,000,000<0 ∴ 0

ハ イ+ロ=1,960,000

③ ①<② ∴ 1,960,000

(3) (1)+(2)=4,460,000 2

3. 1+2=9,960,000

(使用人給与の損金不算入額)

N氏 2,520,000-600,000=1,920,000

(使用人賞与)

法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、使用人賞与の損金算入時期に規定する「支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に通知していること」には該当しない。

したがって、決算賞与は損金の額に算入されない。

利益積立金額の計算に関する明細書(一部抜粋)

(単位:円)

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
利益準備金	12,000,000		500,000	12,500,000
建物C圧縮積立金			30,000,000	30,000,000
機械装置D圧縮積立金			10,000,000	10,000,000
建物C圧縮積立金積立超過額			15,241,529	15,241,529
機械装置D圧縮積立金積立超過額			10,000,000	10,000,000
建物C			789,170	789,170
機械装置D			83,612	83,612
特別償却準備金	2400,000		1,800,000	2,200,000
建物C圧縮積立金積立			△30,000,000	△30,000,000
機械装置D圧縮積立金積立			△10,000,000	△10,000,000
土地E			5,405,600	5,405,600
建物F			14,685,834	14,685,834
未収還付税金	2	△7,924,500	△7,924,500	0
未収還付法人税等		5,101,900	5,101,900	0
未収還付住民税		430,900	430,900	0
未払賞与			13,300,000	13,300,000
繰越損益金	266,854,223	266,854,223	279,854,223	279,854,223
納税充当金	52,500	52,500	13,736,700	13,736,700
未納住民税	△52,500	2△52,500		

(2)

当期控除額	2	2,128,294
翌期における繰越税額控除限度超過額	2	301,706
計算過程		
<p>1. 判定</p> <p style="margin-left: 40px;">※ $\frac{408,600,000 - 400,000,000}{400,000,000} = 0.0215 \geq 1.5\%$</p> <p style="margin-left: 100px;">∴ 適用あり 2</p> <p style="margin-left: 40px;">※$361,600,000 + 63,000,000 - 13,300,000 - 2,700,000 = 408,600,000$</p> <p>2. 中小企業者等税額控除限度額</p> <p>(1) $0.0215 < 2.5\%$ ∴ 15%加算なし</p> <p>(2) ① $\frac{3,500,000 - 3,000,000}{3,000,000} = 0.166\cdots \geq 5\%$</p> <p style="margin-left: 40px;">② $\frac{3,500,000}{408,600,000} = 0.0085\cdots \geq 0.05\%$ ∴ 10%加算</p> <p>(3) 当期において次世代育成支援対策推進法の認定を受けている ∴ 5%加算 2</p> <p>(4) $408,600,000 - 400,000,000 = 8,600,000 > (408,600,000 - 950,000) - (400,000,000 - 450,000) = 8,100,000$ ∴ $8,100,000 \times 30\% = 2,430,000$</p> <p>3. 税額基準額</p> <p style="margin-left: 40px;">$10,641,472 \times 20\% = 2,128,294$</p> <p>4. 特別控除額</p> <p style="margin-left: 40px;">$2,430,000 > 2,128,294$ ∴ 2,128,294</p> <p>5. 翌期における繰越税額控除限度超過額</p> <p style="margin-left: 40px;">$2,430,000 - 2,128,294 = 301,706$</p>		

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

今回の本試験は、理論は幅広い出題で難易度が高い問題であった。計算は、すべての問を解答することは難しい問題であった。理論で規定を中心に満遍なく解答したうえで、計算で取れる部分をいかにケアレスミスなく解答できたかがポイントとなる。

●合格ライン

〔第一問〕

理論マスターの暗記を前提として、正確な記載が必要である。また、問2(2)は覚えている受験生は少ないと予想されるので解答できなくても問題はないが、問3の金額は正解したい論点であった。

ボーダー 30点以上

合格確実 38点以上

〔第二問〕

基本論点から応用論点まで幅広い出題であるが、ミスを誘発しやすい問題もあるため、満遍なく解答した上で、いかにミスをなくして解答できたかがポイントとなる。

ボーダー 30点以上

合格確実 38点以上

第一問については、条文の正確な暗記したうえで、解答要求に対し適切に解答できていたかがポイントとなる。第二問については、基本的な論点をケアレスミスなく得点を重ねられたかがポイントとなる。理論と計算の合計点として60点程度がボーダーライン、76点程度が合格確実ラインと思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
60点以上	—	次の科目に進みましょう。
55点～59点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
50点～54点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。
49点以下	—	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00～11:00	8/19 (火) 19:30～20:30	8/22 (金) 19:30～20:30
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30～20:30	8/24 (日) 10:00～11:00	8/21 (木) 19:30～20:30
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座

ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の
報告はこちら



8/15(金)
より
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。